



福岡医発第 1557 号 (地)

平成 25 年 9 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について並びに「洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策」の改正等について

標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局長より日本医師会を通じて周知、協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

さて、厚生労働省は、大阪労働局管内にある印刷業の事業場で、印刷機の洗浄又は払拭の業務に従事した労働者に胆管がんが発症した事案について、洗浄剤に含まれる 1,2-ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとの報告を出しております。

この度、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則の一部が改正（平成 25 年 8 月 13 日公布）（別添 1）され、1,2-ジクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務については、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等が義務付けられることとなり、平成 25 年 10 月 1 日から適用されることとなりました。

また、「洗浄又は払拭の業務等において化学物質のばく露防止対策」（以下「旧対策」という）（平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 2 号）により、事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策が定められておりましたが、この度、別添 2 のとおり改正がなされました。

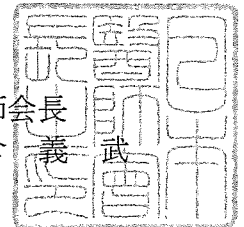
つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、1,2-ジクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務についての作業主任者の選任及び作業環境測定の実施については、平成 26 年 9 月 30 日までの経過措置が定められていることから、当該期間中における対応は、旧対策の 1 の（3）のイ「作業指揮者の選任」及び 1 の（3）のエ「気中濃度の測定等」によることとされておりますことを申し添えます。

日医発第545号（地Ⅱ108）
平成25年 9月11日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について並びに「洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策」の改正等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、標記の件について、厚生労働省労働基準局長より、本職宛に周知、協力方の依頼がありました。

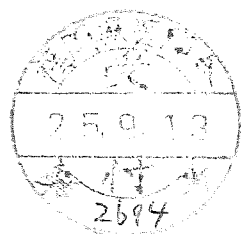
厚生労働省は、大阪労働局管内にある印刷業の事業場で、印刷機の洗浄又は払拭の業務に従事した労働者に胆管がんが発症した事案について、洗浄剤に含まれる1,2-ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとの報告を出しています。

この度、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則、特定化学物質障害予防規則の一部が改正（平成25年8月13日公布）（別添1）され、1,2-ジクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務については、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等が義務付けられることとなり、平成25年10月1日から適用されることとなりました。

また、「洗浄又は払拭の業務等において化学物質のばく露防止対策」（以下「旧対策」という）（平成25年3月14日付け基発0314第2号）により、事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策が定められていましたが、この度、別添2のとおり改正がされました。

なお、1,2-ジクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務についての作業主任者の選任及び作業環境の実施については、平成26年9月30日までの経過措置が定められていることから、当該期間中における対応は、旧対策の1の（3）のイ「作業指揮者の選任」及び1の（3）のエ「気中濃度の測定等」によることとしています。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員等に対する周知方につきまして貴職のご高配をお願い申し上げます。





基 発 0827 第 7 号

平成 25 年 8 月 27 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等
の一部を改正する省令の施行について

日頃から労働基準行政の推進に御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年 8 月 13 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 234 号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成 25 年厚生労働省令第 96 号）により、1, 2-ジクロロプロパンを特定化学物質とし、当該物質を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者の健康障害防止措置として、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等を義務付けました。本改正政省令につきましては、平成 25 年 10 月 1 日より施行することとしており、本改正政省令の施行につき別紙のとおり都道府県労働局長あて指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただき、傘下会員事業場等に対し、本改正内容等の周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の
一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第234号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第96号。以下「改正省令」という。）が平成25年8月13日に公布され、平成25年10月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遺漏なきを期されたい。

併せて、本通達については、別添のとおり、別紙関係事業者等団体の長あて傘下会員事業者への周知等を依頼したので了知されたい。

記

第1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

1 改正の趣旨

大阪の印刷事業場で印刷機の洗浄又は払拭の作業を行っていた労働者が胆管がんを発症したのは業務によるものであるとして平成24年3月以降に労災請求がなされた事案は、「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」報告書（平成25年3月14日）において、使用していた洗浄剤に含有する1, 2-ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとされた。改正政令は、専門家による検討結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第18条に規定する名称等を表示すべき危険物及び有害物、施行令第22条に規定する健康診断を行うべき有害な業務並びに施行令別表第3に規定する特定化学物質の範囲等を拡大するため、施行令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

(1) 施行令の一部改正（改正政令本則関係）

ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条第1項の表示（以下単に「表示」という。）をしなければならない物（以下「表示対象物

質」という。)として、1, 2-ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(当該厚生労働省令として、改正省令による改正後の労働安全衛生規則第30条及び別表第2において1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の0.1%以上の製剤その他の物を規定。)を規定したこと。(施行令第18条関係)

イ 1, 2-ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則第39条第4項及び別表第5においてこれらの含有量が重量の1%を超える製剤その他の物を規定。)を製造し、又は取り扱う業務を法第66条第2項後段の健康診断(以下同項前段の健康診断と併せて「特殊健康診断」という。)の対象業務として規定したこと。(施行令第22条第2項関係)

ウ 特定化学物質の第2類物質に1, 2-ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの(改正省令による改正後の特定化学物質障害予防規則第2条第2項及び別表第1において1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える製剤その他の物並びにそれ以外の物で、1, 2-ジクロロプロパン及び施行令別表第6の2の有機溶剤(以下単に「有機溶剤」という。)の含有量が重量の5%を超える製剤その他の物を規定。以下「1, 2-ジクロロプロパン等」という。)を追加したこと。(施行令別表第3関係)

これにより、1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う場合は、作業主任者の選任、作業環境測定及び特殊健康診断(以下「作業主任者の選任等」という。)を行わなければならないこととなること。

エ 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う作業等のうち、厚生労働省令で定める一部の作業等については、作業主任者の選任等の規定の適用を除外することとしたこと。(施行令第6条、第21条、第22条関係)

オ 健康管理手帳を交付する業務に、1, 2-ジクロロプロパン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を取り扱う業務(厚生労働省令で定める場所における印刷機その他の設備の清掃の業務に限る。)」を追加したこと。なお、「清掃の業務」とは、「洗浄又は払拭の業務」と同義であること。(施行令第23条関係)

(2) 施行期日(改正政令附則第1項関係)

改正政令は、平成25年10月1日から施行することとしたこと。

(3) 経過措置(改正政令附則第2項から第4項まで関係)

ア 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う作業については、平成26年9月30日までの間は作業主任者の選任を要しないこととしたこと。(改正政令附則第2項関係)

イ (1)のアの表示をしなければならない物であって、改正政令の施行の日(平成25年10月1日)において現に存するものについては、平成26年3月31日までの間は、表示の規定は適用しないこととしたこと。(改正政令附則第3項関係)

ウ 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う屋内作業場については、平成26年9月30日までの間は、作業環境測定を行うことを要しないこととしたこと。（改正政令附則第4項関係）

第2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

1 改正の趣旨

改正省令は、改正政令の施行に伴い、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容及び留意事項

（1）安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）

ア 健康管理手帳交付対象の屋内作業場（安衛則第52条の9関係）

健康管理手帳交付対象となっている第1の2（1）オの業務を行う場所を、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号。以下「有機則」という。）第1条第2項各号に掲げる場所）としたこと。

イ 健康管理手帳交付要件（安衛則第53条関係）

健康管理手帳を交付する要件として、第1の2（1）オの業務に3年以上従事した経験を有することと規定したこと。

ウ 表示対象物質の追加（安衛則別表第2関係）

改正政令による施行令第18条の改正により、表示対象物質として、1, 2-ジクロロプロパン及びこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものが規定されたことに伴い、これらの物質に係る裾切値（当該物質の含有量がその値未満の場合、規制の対象としないこととする場合の当該値をいう。以下同じ。）を0.1%と規定したこと。

エ 計画の届出をすべき機械等の追加（安衛則別表第7関係）

特化則第38条の8において準用する有機則第5条又は第6条に基づき設置される1, 2-ジクロロプロパン等の蒸気の発散源を密閉する装置、局所排気装置等について、これらを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合の安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく届出の対象とすることとしたこと。

また、特化則第2条の2に規定する適用除外業務のみに係る発散抑制の設備については、届出の対象としないこととしたこと。

（2）特化則の一部改正（改正省令第2条関係）

ア 1, 2-ジクロロプロパンの「エチルベンゼン等」への追加（特化則第2条、別表第1関係）

1, 2-ジクロロプロパンについては、国内で長期間にわたる高濃度のばく露があった労働者に胆管がんを発症した事例により、ヒトに胆管がんを発症する可能性が明らかになったことに加え、国が専門家を参集して行った化学物質による

労働者の健康障害防止に係るリスク評価（以下「リスク評価」という。）において、洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に高濃度のばく露が生ずるリスクが高く、健康障害のリスクが高いとされたことから、今般の改正により特定化学物質に追加したものであること。また、この物質は、有機溶剤と同様に溶剤として使用される実態があり、それに応じた健康障害防止措置を規定する必要があることから、「エチルベンゼン等」として規定したこと。（特化則第2条関係）

また、有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあるため、その予防の観点から、1, 2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（別表第1第19号の2）に加えて、1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以下であって、1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物（別表第1第37号）を「エチルベンゼン等」として規定したこと。

イ 1, 2-ジクロロプロパン等に係る特化則の規定の適用等（特化則第2条、第12条の2、第24条、第36条の5、第38条の8、第41条の2関係）

（ア）「1, 2-ジクロロプロパン等」のうち、1, 2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物については、特化則第2章に規定する措置のほかは特定化学物質及び第2類物質に係る措置の対象とすることとし、1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以下の製剤その他の物については、1, 2-ジクロロプロパンによる慢性障害のリスクが低いことから、通常の作業時の健康障害防止措置を定める規定は、原則として適用しないこととしたこと。

ただし、1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以下の製剤その他の物についても、特化則第25条第1項及び第4項の規定等、有機則において同様の措置が規定されているなど、蒸気による中毒の予防の観点から必要な措置を定める規定については適用することとしたこと。（特化則第2条、第12条の2、第24条関係）

（イ）1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物に係る作業環境測定及び特殊健康診断については、1, 2-ジクロロプロパンが有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、1, 2-ジクロロプロパンと併せて有機溶剤の空気中の濃度の測定の実施及び有機溶剤に係る特殊健康診断の項目についての特殊健康診断の実施を義務付けることとしたこと。（特化則第36条の5、第41条の2関係）

（ウ）1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う印刷機等の洗浄又は払拭の業務（以下「1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」という。）について、1, 2-ジクロロプロパンが溶剤として使用されている実態があり、その実態に応じた健康障害防止措置を規定する必要があることから、特化則第5条の規定及びその関連規定の対象とせず、有機則第1章から第3章まで、第4章（第19条及び第19条の2を除く。）及び第7章の規定を準用することとしたこと。（特化則第38条

の 8 関係)

(エ) 1, 2-ジクロロプロパン等に係る特化則の適用については別紙 1 を、1, 2-ジクロロプロパン等について準用する有機則の規定については、別紙 2 を参照すること。

ウ 1, 2-ジクロロプロパン等に係る適用除外 (特化則第 2 条の 2 関係)

(ア) リスク評価の結果、1, 2-ジクロロプロパン等の労働者へのばく露の程度が低く、労働者の健康障害のおそれが低いと判断されたため、次の業務については作業主任者の選任等の規定及び特化則の規定の適用を除外したこと。

1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務

(イ) 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務には、金属製品等の洗浄等の業務 (例えば機械又は工具の洗浄、金属部品又は製品の脱脂等) が含まれること。

(ウ) 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務以外の 1, 2-ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う業務には、例えば、1, 2-ジクロロプロパンを原料として製剤等を製造する業務、他の有機化合物を製造する過程で生成する 1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務、洗浄用溶剤を製造する工程における 1, 2-ジクロロプロパンのろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務等が含まれること。

(エ) 特化則第 2 条の 2 に規定される業務は、(ア) のとおり労働者の健康障害のおそれは低いと判断されたものであるが、1, 2-ジクロロプロパンは、長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がんを発症し得ると医学的に推定されるなど、その有害性が認められる物質であることから、これらの業務については、「労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示 (平成 24 年 10 月 10 日 健康障害を防止するための指針公示第 23 号)」(がん原性指針) により、ばく露を低減するための措置、作業環境測定、労働衛生教育、労働者の把握、危険有害性等の作業場への掲示等必要な措置を講ずること。

エ 1, 2-ジクロロプロパン等の貯蔵場所に設置する設備 (特化則第 25 条関係)

(ア) 特化則第 25 条第 5 項第 1 号の「設備」とは、施錠、縄による区画等をいうこと。

(イ) 特化則第 25 条第 5 項第 2 号の「設備」とは、窓、排気管等をいい、必ずしも動力により 1, 2-ジクロロプロパン等の蒸気を排出することを要しないこと。

オ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業主任者 (特化則第 27 条、第 28 条関係)

(ア) 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業主任者については、1, 2-ジクロロプロパンが溶剤として使用される実態に応じた適切な作業の管理を行わせるため、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任しなければならないこととしたこと。このため、特定化学物質及び四

アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任することはできないことに留意すること。

- (イ) 特化則第38条の8において準用する有機則第2条又は第3条の規定により、1, 2-ジクロロプロパン等の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合等には、1, 2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%以下の製剤その他の物に係る洗浄又は払拭の業務に限り、作業主任者の選任を要しないこととしたこと。

カ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る作業環境測定(特化則第36条、第36条の5関係)

- (ア) 事業者は、1, 2-ジクロロプロパン又はこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて印刷機等の洗浄又は払拭の業務を行う作業場について、1, 2-ジクロロプロパンの空気中の濃度を測定しなければならないこととしたこと。

- (イ) (ア)の測定のほか、事業者は、1, 2-ジクロロプロパンが有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超える製剤その他の物(以下「1, 2-ジクロロプロパン有機溶剤混合物」という。)を用いて屋内作業場で印刷機等の洗浄又は払拭の業務を行う場合には、1, 2-ジクロロプロパン及び施行令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤の空気中の濃度を測定しなければならないこととしたこと。

- (ウ) 特化則第38条の8において準用する有機則第3条の規定により、1, 2-ジクロロプロパン等の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合には、(イ)の測定の実施を要しないこととしたこと。

- (エ) 従来は、令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤を含有する製剤その他の物(令別表第三第二号3の3に掲げる物及び有機溶剤の含有量が重量の五パーセント以下のものを除く。)については、「エチルベンゼン有機溶剤混合物」としていたところであるが、今般、「エチルベンゼン等」に1, 2-ジクロロプロパンが追加されたことにより、「特定有機溶剤混合物」と名称を変更したこと。(第41条の2において同じ。)

キ 作業環境測定の実施及びその結果の評価並びにこれらの結果の記録の保存(特化則第36条の2、第36条の5関係)

- (ア) 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務(1, 2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。)を行う屋内作業場について、作業環境測定及びその結果の評価を行い、これらの結果の記録を30年間保存しなければならないこととしたこと。

- (イ) カの(イ)の測定の結果及びその評価の結果の記録については、3年間保存しなければならないとしたこと。

ク 洗浄設備(特化則第38条関係)

特化則第38条における洗たくのための設備の設置には、労働者の使用した作業

衣等の洗濯を同一事業者の他の事業場で行う場合や他の事業者と契約して事業場外で行う場合を含むこと。

ケ 特別管理物質の追加（特化則第38条の3関係）

1, 2-ジクロロプロパン等（1, 2-ジクロロプロパンを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物に限る。）を特別管理物質に追加したこと。

これに伴い、1, 2-ジクロロプロパンは、特化則第38条の3の作業場内掲示、特化則第38条の4の作業記録の保存、特化則第40条第2項の特殊健康診断の結果の記録の30年間保存及び特化則第53条の記録の提出の対象となることに留意すること。

コ 1, 2-ジクロロプロパン等に係る措置（特化則第38条の8関係）

（ア）1, 2-ジクロロプロパン等については、その含有する有機溶剤の有無、種類及び量によって有機則第1条第1項第3号の「第1種有機溶剤等」、同項第4号の「第2種有機溶剤等」又は同項第5号の「第3種有機溶剤等」に相当する場合があります、それに応じて、準用する有機則の規定が区別されるものであること。

1, 2-ジクロロプロパンを勘案しない場合に「第3種有機溶剤等」に区分される物について、特化則第38条の8において準用する有機則第1条第1項の規定により「第2種有機溶剤等」に相当することとなる場合、有機則第25条の適用に際し、「第2種有機溶剤等」として取り扱うこと。

（イ）特化則第38条の8において準用する有機則第24条の規定に基づく掲示は、「有機溶剤中毒予防規則第24条第1項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法」（昭和47年労働省告示第123号）により行うこと。

（ウ）特化則第38条の8において準用する有機則第24条の掲示事項と、特化則第38条の3の掲示事項をまとめて掲示して差し支えないこと。この場合、共通の事項について重ねて掲示する必要はないこと。

サ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務に係る特殊健康診断（特化則第39条、第41条の2関係）

（ア）事業者は、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1, 2-ジクロロプロパン及びこれを重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、特化則第39条の特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則第39条関係）

（イ）1, 2-ジクロロプロパンは、有機溶剤と同様に作用し、蒸気による中毒を発生させるおそれがあることから、1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1, 2-ジクロロプロパン有機溶剤混合物を用いて行う業務に限る。）を行う場合には、有機則第29条第2項及び第5項に規定する項目について特殊健康診断を実施しなければならないこととしたこと。（特化則第41条の2関係）

（ウ）第38条の8の規定において準用する有機則第3条の規定により、1, 2-ジクロロプロパン等の消費量が許容消費量を超えないことにつき労働基準監督署長の認定を受けた場合には、（イ）の特殊健康診断の実施を要しないこ

としたこと。（特化則第41条の2関係）

シ 特殊健康診断の結果の記録及びその保存並びに報告（特化則第40条、第41条、第41条の2関係）

（ア）1，2－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1，2－ジクロロプロパン及びこれを重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者に対して実施した特殊健康診断の結果の記録（特化則第39条の特殊健康診断に係るものに限る。）について、30年間保存しなければならないこととしたこと。（特化則第40条関係）

（イ）サの（イ）の特殊健康診断の結果の記録については、5年間保存しなければならないこととしたこと。（特化則第41条の2関係）

（ウ）サの（イ）の特殊健康診断を行ったときは、特化則第41条の2において準用する有機則第30条の3の規定に基づき、有機溶剤等健康診断結果報告書を労働基準監督署長に提出しなければならないこととしたこと。（特化則第41条の2関係）

ス エチルベンゼン及びこれを重量の1％を超えて含有する製剤その他のもの、並びに1，2－ジクロロプロパン等に係る特殊健康診断の項目（特化則別表第3、別表第4関係）

（ア）エチルベンゼン及びこれを重量の1％を超えて含有する製剤その他のものに係る特殊健康診断の項目について

エチルベンゼン及びこれを重量の1％を超えて含有する製剤その他の物に係る特殊健康診断の項目のうち、尿中のマンデル酸の量の測定については、尿中マンデル酸の半減期を踏まえ、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限ることとしたこと。（別表第3関係）

（イ）1，2－ジクロロプロパン等に係る特殊健康診断の項目について

1，2－ジクロロプロパンについては、ヒトに対する発がん性のおそれや肝機能障害、皮膚粘膜の刺激症状、溶血性貧血等を引き起こす可能性が指摘されたことを踏まえ、1，2－ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1，2－ジクロロプロパン及びこれを重量の1％を超えて含有する製剤その他の物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者等に対する特殊健康診断の項目の趣旨等については、次のとおりとすること。

① 「業務の経歴の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者のうち、過去に「業務の経歴の調査」を受けていないものに対しても、当該労働者の次の健康診断において「業務の経歴の調査」を行うことが望ましいこと。

② 「作業条件の簡易な調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の概要を把握するため、前回の特殊健康診断以降の作業条件の変化、環境中の1，2－ジクロロプロパンの濃度に関する情報、作業時間、ばく露の頻度、1，2－ジクロロプロパンの蒸気の発散源からの距離、呼吸用保護具の使用状

況等について、医師が主に当該労働者から聴取することにより調査することであること。このうち、環境中の1, 2-ジクロロプロパンの濃度に関する情報の収集については、当該労働者から聴取する方法のほか、衛生管理者等からあらかじめ聴取する方法があること。なお、本項目については、当該業務に常時従事する労働者以外のものは対象とならないが、当該業務に常時従事させたことがあり、かつ、現に使用している労働者で、過去に「作業条件の簡易な調査」を実施していないものに対しても、当該労働者の次の健康診断において「作業条件の簡易な調査」を行うことが望ましいこと。

- ③ 「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐、黄疸、体重減少、上腹部痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査」は、1, 2-ジクロロプロパンにより生じるこれらの症状の検査をいうこと。発赤とは、眼の発赤をいうこと。なお、「眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、皮膚炎、悪心、嘔吐等の急性の疾患に係る症状」については、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ④ 「血清総ビリルビン、血清グルタミツクオキサロアセチツクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミツクピルビツクトランスアミナーゼ（GPT）、ガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（γ-GTP）及びアルカリホスファターゼの検査」は、1, 2-ジクロロプロパンによる肝・胆道系の障害を評価するための検査であること。

- ⑤ 「作業条件の調査」は、労働者の当該物質へのばく露状況の詳細について、当該労働者、衛生管理者、作業主任者等の関係者から聴取することにより調査するものであること。

なお、「作業条件の調査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ⑥ 「腹部の超音波による検査等の画像検査」は、肝・胆道系の異常を評価するための検査で、腹部の超音波検査、磁気共鳴画像検査、CT（コンピューター断層撮影）による検査等をいうこと。

- ⑦ 「CA19-9等の血液中の腫瘍マーカーの検査」は、胆管がん等が存在する可能性や病勢等について評価するための検査であること。

- ⑧ 「赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査」は、1, 2-ジクロロプロパンによる溶血性貧血等の血液学的異常を評価するための検査であること。

なお、「赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査」は、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限るものであること。

- ⑨ 1, 2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（1, 2-ジクロロプロパン有機溶剤混合物を用いて行う業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、特化則第41条の2において準用する有機則第29条の特殊健康診断と特化則

第39条の特殊健康診断とを併せて行う場合には、共通の項目については重ねて実施する必要はないこと。

ただし、当該項目についての結果の記録については、特化則及び有機則それぞれの規定に基づき作成し、保存しなければならないこと。

セ 法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象物に係る裾切値（特化則別表第5関係）

改正政令による施行令第22条第2項の改正により、法第66条第2項後段の特殊健康診断の対象業務として、1，2－ジクロロプロパン又はこれを含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものを用いて屋内作業場において行う印刷機等の洗浄又は払拭の業務が規定されたことに伴い、これらの物に係る裾切値を1%としたこと。

ソ 1，2－ジクロロプロパン洗浄払拭業務を特殊健康診断の対象業務として規定したことに伴い、特化則様式第3号について所要の改正を行ったこと。（特化則様式第3号（裏面）関係）

（3）施行期日（改正省令附則第1条関係）

改正省令は、平成25年10月1日から施行することとしたこと。

（4）経過措置（改正省令附則第2条から第6条まで関係）

ア 改正省令の施行の日（平成25年10月1日）において現に提出されている改正省令による改正前の安衛則の様式による申請書は、改正省令による改正後の相当様式による申請書とみなすこととしたこと。また、改正省令の施行の際、現に存する改正省令による改正前の様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改訂をした上、使用することができることとしたこと。（改正省令附則第3条、第4条関係）

イ 特化則第38条の8において準用する有機則第5条若しくは第6条の規定に規定する1，2－ジクロロプロパン等に係る局所排気装置等の設置若しくは移転又は主要構造部分の変更を平成26年1月1日前に行う場合には、安衛則第86条第1項及び法第88条第2項において準用する同条第1項の規定に基づく計画の届出を要しないこととしたこと。（改正省令附則第2条関係）

ウ 1，2－ジクロロプロパン等を製造し、又は取り扱う設備で、改正省令の施行の日（平成25年10月1日）において現に存するものについては、平成26年9月30日までの間は、特化則第38条の8において準用する有機則第5条及び第6条の規定は、適用しないこととしたこと。（改正省令附則第5条関係）

※ 本通達において、特定化学物質の類型の一つとしてのエチルベンゼン等については、「エチルベンゼン等」と表記していること。

1,2-ジクロロプロパン等に係る特定化学物質障害予防規則の適用整理表

注：本表には有機溶剤中毒予防規則の準用は含まない。

条文		内容	1,2-ジクロロプロパン等(1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%超)	1,2-ジクロロプロパン等(1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%以下) (注)
第1章 総則	2	定義	「エチルベンゼン等」	
	2の2	適用除外業務	● (洗浄・払拭業務以外の業務を除外)	
第2章 製造等に係る措置	3	第1類物質の取扱いに係る設備	×	
	4	特定第2類物質、オーラミン等の製造等に係る設備	×	
	5	特定第2類物質、管理第2類物質に係る設備	×	
	6～6の3	第4条、第5条の措置の適用除外	×	
	7	局所排気装置等の要件	×	
	8	局所排気装置等の稼働時の要件	×	
第3章 用後処理	9	除じん装置	×	
	10	排ガス処理装置	×	
	11	廃液処理装置	×	
	12	残さい物処理	×	
	12の2	ぼろ等の処理	●	×
第4章 漏えいの防止	13～20	第3類物質等の漏えいの防止	×	
	21	床の構造	×	
	22・22の2	設備の改造等	●	×
	23	第3類物質等が漏えいした場合の退避等	×	
	24	立入禁止措置	●	×
	25	容器等	●	● (一部適用)
	26	第3類物質等が漏えいした場合の救護組織等	×	
第5章 管理	27・28	作業主任者の選任、職務	● (有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から選任)	
	29～35	定期自主検査、点検、補修等	×	
	36～36の4	作業環境測定	●	×
	37	休憩室	●	×
	38	洗浄設備	●	×
	38の2	喫煙、飲食等の禁止	●	×
	38の3	掲示	●	×

	38の4	作業記録	●	×
第6章 健康診断	39～41	健康診断	●	×
	42	緊急診断	●	● (一部適用)
第7章 保護具	43～45	呼吸用保護具、保護衣等の備え付け等	●	×
第8章 製造許可等	46～50の2	製造許可等に係る手続き等	×	
第9章 技能講習	51	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	×	
第10章 報告	53	記録の報告	●	×

(注) 1, 2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。

1,2-ジクロロプロパン等に係る有機溶剤中毒予防規則の準用整理表

条文		内容	1,2-ジクロロプロパン等(1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%超)	1,2-ジクロロプロパン等(1,2-ジクロロプロパンの含有量が1%以下) (注)
第1章 総則	1	定義	●	
	2	適用除外（許容消費量）	●（※1）	●（※3）
	3・4	適用除外（署長認定）	●（※2）	●（※4）
第2章 設備	5	第1種有機溶剤等、第2種有機溶剤等に係る設備	●	
	6	第3種有機溶剤等に係る設備	●	
	7～13の3	第5条、第6条の措置の適用除外	●	
第3章 換気装置の性能等	14～17	局所排気装置等の要件	●	
	18	局所排気装置等の稼働時の要件	●	
	18の2・18の3	局所排気装置等の稼働の特例許可	●	
第4章 管理	19・19の2	作業主任者の選任、職務	×	
	20～23	定期自主検査、点検、補修	●	
	24	掲示	●	
	25	区分の表示	●	
	26	タンク内作業	●	
	27	事故時の退避等	●	
第5章 測定	28～28の4	作業環境測定	●（※5・6）	●（※6）
第6章 健康診断	29～30の3	健康診断	●（※5・7）	●（※7）
	30の4	緊急診断	×	
	31	健康診断の特例	●（※5）	●
第7章 保護具	32～34	送気マスク等の使用、保護具の備え付け等	●	
第8章 貯蔵と空容器の処理	35・36	貯蔵、空容器の処理	×	
第9章 技能講習	37	有機溶剤作業主任者技能講習	● (特化則第27条により適用)	

(注) 1,2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量の合計が重量の5%を超えるものに限る。

※1 第2章、第3章、第4章（第27条を除く。）、第7章について適用除外

※2 第2章、第3章、第4章（第27条を除く。）、第5章、第6章、第7章及び特化則第42条第2項について適用除外

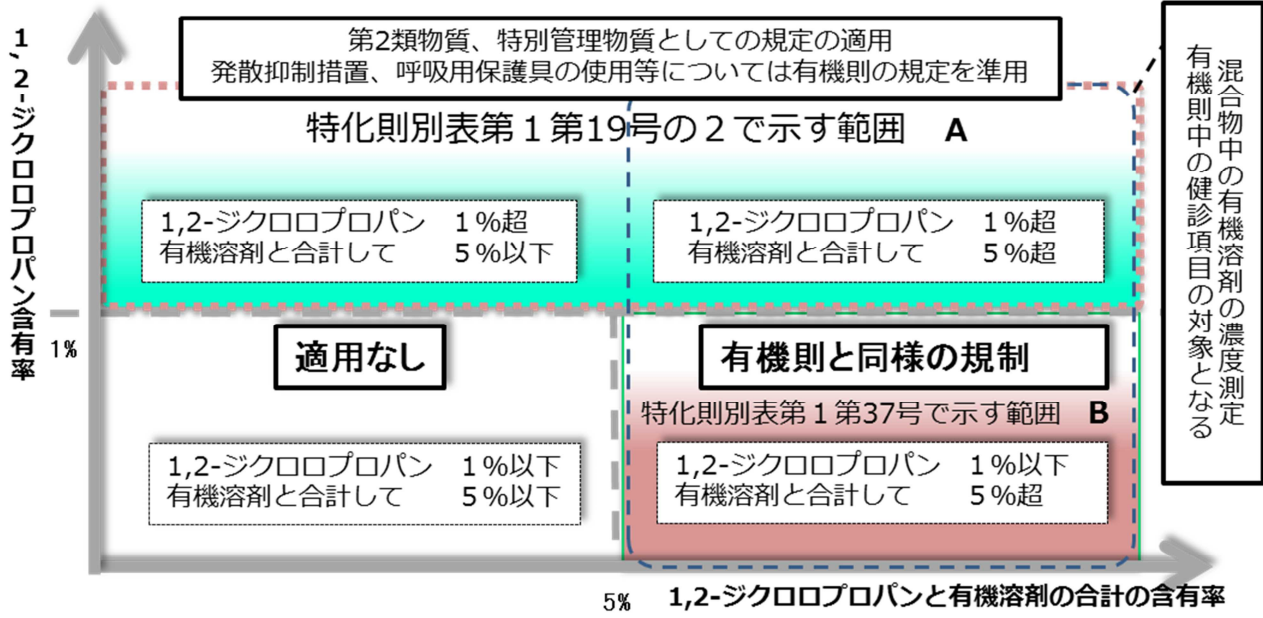
※3 第2章、第3章、第4章（第27条を除く。）、第7章及び特化則第27条について適用除外

※4 第2章、第3章、第4章（第27条を除く。）、第5章、第6章、第7章及び特化則第27条、第42条第2項について適用除外

※5 1,2-ジクロロプロパン及び有機溶剤の含有量が5%以下のものを除く。

※6・7 作業環境測定に係る保存義務は3年間、健康診断に係る保存義務は5年間。

1, 2-ジクロロプロパン等に係る規制内容 概念図



1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質へ ～過去に業務従事していた労働者も健康管理が必要です～

労働安全衛生法施行令等が改正され、1,2-ジクロロプロパンが特定化学物質に追加されました。洗淨・払拭業務に従事する労働者等に対し、健康障害防止措置を講ずる必要があります。

1,2-ジクロロプロパンとは

- ・ オゾン層破壊物質の代替品として、主に1990年代中ごろから2012年ごろまでに販売されたインク洗淨剤に含まれています(有害性は、裏面参照)。
- ・ 洗淨・払拭業務を行わせる場合は、次のような措置を講じなければなりません。

作業従事者の選別	
労働安全衛生法の措置	
作業環境測定	
作業場への掲示	
作業の記録	

特化則第27条(平成26年10月から)
特化則第38条の8(平成26年10月から)
特化則第36条,第36条の5(平成26年10月から)
特化則第38条の3(平成25年10月から)
特化則第38条の4(平成25年10月から)

健康診断

特化則第39条～第42条、別表第3～第5 (平成25年10月から)

- 対象:1,2-ジクロロプロパン洗淨・払拭業務に ①常時従事する労働者、②常時従事させていたことがあり現に雇用している労働者
 - 方法:6月以内ごとに1回、定期に、規定の項目について実施
 - 保存:健康診断結果個人票(様式第2号)による (30年間)
 - 通知:健康診断の結果を労働者に通知
 - 提出:所轄労働基準監督署長に、特定化学物質健康診断結果報告書(様式第3号)を提出
- ※ 有機溶剤に1,2-ジクロロプロパンを混合し、その合計が5%を超える場合は、混合有機溶剤としての健康診断も必要です。

1,2-ジクロロプロパンの混合有機溶剤健康診断の特例

- ・ 1%を超えて含まれている製品を用いて、洗淨・払拭業務に常時従事していた労働者が対象です。
- ・ 検査は問診と血液検査が中心です。急性中毒だけではなく、吸い込んで何年も経ってから発症する*胆管がんなどの検査を含みます。
* 高濃度ばく露を長期間にわたり続けると、胆管がん発症の可能性があるとされています。
- ・ 特殊健康診断は、一般定期健康診断とは異なり、労働者数50人未満でも健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出してください。

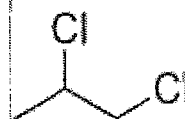
健康管理制度

安衛則第53条(安衛法第67条)

このうち、3年以上の従事経験などの要件を満たす方については、離職後も健康診断を行っていただく必要があります。離職時に、都道府県労働局で健康管理手帳の交付を受けてください。

有害性・性状・用途

主な有害性	性状	用途の例
1,2-ジクロロプロパン CAS No. 78-87-5		
発がん性：長期間にわたる高濃度ばく露により胆管がん発症につながる蓋然性が高い その他：中枢神経抑制、眼と気道の刺激性、溶血性貧血、肝臓及び腎臓の障害	特徴的な臭気のある無色の液体。(沸点96℃、蒸気圧27.9kPa(20℃))	金属用洗浄剤、印刷用洗浄剤、他の製剤の原料・中間体及び中間体含有物



内容についてのお問合せは、都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課で承ります。

都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4113
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3007
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8839
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(862)6683
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8223
福島	960-8021	福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎	024(536)4603
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6215
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9117
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5004
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6206
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4312
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1616
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-5-7 横浜第2合同庁舎	045(211)7353
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3505
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2731
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4424
福井	910-8559	福井市春山1-1-5-4 福井春山合同庁舎	0776(22)2657
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2855
長野	380-8572	長野市中御所1-2-2-1	026(223)0554
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-1-3 岐阜合同庁舎	058(245)8103
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-5-0 静岡地方合同庁舎	054(254)6314
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0256
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059(226)2107
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6650
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3216
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-6-7 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6500
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9153
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0205
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1151
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-8-9-9	0857(29)1704
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1157
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2013
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082(221)9243
山口	753-8510	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0373
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9164
香川	760-0019	高松市サンポート3-3-3 高松サンポート合同庁舎	087(811)8920
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5204
高知	780-8548	高知市南金田1-3-9	088(885)6023
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4798
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7176
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0032
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096(355)3186
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3213
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-2-2 宮崎合同庁舎	0985(38)8835
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-2-1 鹿児島合同庁舎	099(223)8279
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)4402



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H25.8

基 発 0827 第 3 号
平成 25 年 8 月 27 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき
化学物質のばく露防止対策」の改正等について

大阪労働局管内にある印刷業の事業場で印刷機の洗浄又は払拭の業務に従事し胆管がんを発症した労働者等については、平成 24 年 4 月以降、労働安全衛生総合研究所の協力を得て厚生労働省が行った調査により、洗浄剤に含まれる 1, 2-ジクロロプロパン（別名 二塩化プロピレン）をはじめとする脂肪族塩素化合物の高濃度の蒸気にはばく露していたことが判明し、また、労災請求を受けて厚生労働省が行った「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」の報告書において、1, 2-ジクロロプロパンの長期間にわたる高濃度ばく露が胆管がん発症の原因となった蓋然性が高いとされた。

このため、「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」（平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 1 号）により、1, 2-ジクロロプロパンを取り扱う業務並びに屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務を対象として、事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策（以下「旧対策」という。）を定めたところである。

今般、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）等（以下「労働安全衛生法施行令等」という。）の一部が改正され、1, 2-ジクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務については、作業主任者の選任、作業環境測定の実施、作業の記録等の措置が義務付けられることから、旧対策を別添のとおり改正し、平成 25 年 10 月 1 日から適用するので、屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務を行うあらゆる業種の事業場に対し、化学物質のばく露防止対策を講ずるよう、引き続き周知徹底を図られたい。

なお、1, 2-ジクロロプロパンに係る洗浄又は払拭の業務についての作業主任者の選任及び作業環境測定の実施については、平成 26 年 9 月 30 日までの経過措置が定められていることから、当該期間中における対応は、旧対策の 1 の（3）のイ「作業指揮者の選任」及び 1 の（3）のエ「気中濃度の測定等」によることとされたい。

注）脂肪族塩素化合物

ベンゼン環を含まない鎖状又は環状の炭化水素の水素原子の一部又は全部を塩素原子で置き換えた構造をもつ化合物。炭素原子と塩素原子の数が数個のものは、常温で液体のものが多く、印刷インキや金属に付着した油脂の除去に効果的であるが、蒸気圧が高いものは洗浄又は払拭の作業において容易に蒸発し、作業場内に発散する。引火性の物とそうでない物がある。

平成 25 年 3 月 14 日
改正 平成 25 年 10 月 1 日

洗浄又は払拭の業務において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策

1 対象業務

屋内作業場において液体の化学物質及びその含有物を用いて行う印刷機又は金属類の洗浄（脱脂を含む。）又は払拭の業務。ただし、有機化合物の含有量が重量の 5 % 以下（特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）及びがん原性指針の対象物質については、重量の 1 % 以下のもの）の化学物質のみを用いるものを除く。

注）がん原性指針 労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針（平成 24 年 10 月 10 日 健康障害を防止するための指針公示第 23 号）

2 有機溶剤中毒予防規則、がん原性指針等との関係

有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）、特定化学物質障害予防規則及びがん原性指針の対象物質については、それぞれの規定に基づき、局所排気装置等の設置、作業環境測定、作業主任者又は作業指揮者の選任、呼吸用保護具、保護手袋等の使用、特殊健康診断等必要な措置を講ずること。

3 危険有害性情報に基づく化学物質管理

化学物質の譲渡・提供に当たっては、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 9 に掲げる化学物質はもちろんのこと、その他の危険有害化学物質等についても労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 24 条の 15 に基づき、相手方の事業者に対して安全データシート（以下「SDS」という。）を交付することとされているので、化学物質の譲渡・提供を受ける際は、譲渡・提供者から SDS の交付を受け、当該 SDS を活用して次の措置を講ずること。

なお、使用に当たっては、容器への危険有害性情報等の表示を確認の上、SDS を作業場内に掲示する等により労働者に周知する必要があること。（労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 101 条第 2 項、労働安全衛生規則第 24 条の 14 及び第 24 条の 15）

（1）雇入れ時等の教育

雇入れ時等の教育には、SDS の記載事項を踏まえ、当該化学物質の危険有害性、取扱い方法、発生するおそれのある疾病の原因及び予防、事故時等における応急措置及び待避等に関する事項についての教育を含めること。（労働安全衛生規則第 35 条第 1 項）

（2）適切な換気の確保

SDS のばく露防止に関する事項から各種濃度基準等を確認し、労働安全衛生規則第 577 条の規定に基づき、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置を設ける等により、作業場における空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度とならないようにすること。

なお、一般の事務室等に設置されている空調設備は、温度や湿度の管理を行う観点から外気の取入れ割合を抑えた還流型の方式が一般的であるが、有害物の排出という観点からは、還流型の空調設備による換気は適切な換気には含まれないこと。

(3) 呼吸用保護具の使用

洗浄又は払拭の業務を行っている間、作業に従事する労働者及びその近傍にいる他の労働者に有機ガス用防毒マスク等有効な呼吸用保護具を使用させること。ただし、(2)により局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置を設けて発散抑制措置を講ずる場合、又は全体換気装置を稼働させる場合であって労働者が高濃度の化学物質にばく露するおそれがないことが明らかな場合は、この限りでない。

(4) 保護手袋の使用

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に不浸透性の保護手袋を使用させること。ただし、SDS のばく露防止措置又は保護措置に係る事項を確認し、皮膚に障害を与えたり皮膚から吸収されたりするおそれがない場合は、この限りでない。

(5) 引火等の防止

洗浄又は払拭の業務に用いる揮発性化学物質には、容易に引火する物も含まれることから、SDS の取扱い及び保管上の注意、火災時の措置等を確認し、火気その他着火源となるおそれのあるものに接近させない等火災を防止するための措置を講ずること。

(6) 作業方法等の改善

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者の呼吸域におけるばく露をできるだけ低減させるよう、作業位置、作業姿勢及び作業方法を選択するとともに、作業時間をできるだけ短縮させること。

また、払拭の業務に使用した布片、いわゆる「ウエス」には、相当量の化学物質が残留しているため第二の発散源となることに留意し、作業場内に放置することなく、蓋付きの廃棄物入れ等に入れ蓋を閉じておくこと。

(7) 使用化学物質の代替

化学物質による健康障害を予防する観点から、使用化学物質を別のものに代替しようとするときは、あらかじめSDS 等によりその有害性がより低いことを確認した上で行うこと。その際、許容濃度、皮膚感作性をはじめ当該化学物質そのものの有害性だけでなく、蒸気圧や使用量など想定されるばく露の程度も勘案する必要があること。

4 危険有害性が不明の化学物質への対応

化学物質の譲渡・提供に当たり労働安全衛生法第 57 条の 2 及び労働安全衛生規則第 24 条の 15 に基づく SDS の交付を受けることができない化学物質については、国内外で使用実績が少ないために研究が十分に行われず、危険有害性情報が不足している場合もあるため、洗浄剤として使用するのとは望ましくないこと。やむを得ず洗浄又は払拭の業務に労働者に使用させる場合は、危険有害性が高いものとみなし、以下に規定する措置を講ずるとともに、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることによりばく露を防止すること。

(1) 雇入れ時等の教育

労働安全衛生規則第 35 条第 1 項に基づく雇入れ時等の教育には、当該化学物質の危険有害性、取扱い方法、発生するおそれのある疾病の原因及び予防、事故時等における応急措置及び待避等に関する事項についての教育を含めること。

(2) 作業指揮者の選任

事業者は、当該化学物質を用いた洗浄又は払拭の業務に労働者を従事させるときは、化学物質の危険有害性に十分な知識を有する者のうちから作業指揮者を選任し、労働者の当該化学物質のばく露防止の観点から作業を指揮させるとともに、保護具の使用状況を監視させること。

(3) 発散抑制措置

屋内作業場において当該化学物質を用いた洗浄又は払拭の業務に労働者を従事させる

ときは、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設け、当該化学物質の発散を抑制すること。

(4) 作業の記録

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに、労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びに当該化学物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要を記録し、これを30年間保存すること。

(5) 保護手袋の使用

洗浄又は払拭の業務に従事する労働者に不浸透性の保護手袋を使用させること。ただし、当該化学物質が労働者の皮膚から吸収されるおそれがない場合は、この限りでない。

基安化発 0827 第 1 号
平成 25 年 8 月 27 日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

「洗浄又は払拭の業務等において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策の留意事項」の改正について

標記については、「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の周知に当たって留意すべき事項について」（平成 25 年 3 月 14 日付け基安化発 0314 第 1 号）により通知したところであるが、今般、平成 25 年 8 月 27 日付け基発 0827 第 3 号により「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策」が改正されたことに伴い、標記留意事項を別添のとおり改正し、平成 25 年 10 月 1 日から適用するので、適切に対応されたい。

平成 25 年 3 月 14 日

改正 平成 25 年 10 月 1 日

洗浄又は払拭の業務において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策の留意事項

以下の事項は、「洗浄又は払拭の業務において事業者が講ずべき化学物質のばく露防止対策」（以下「対策」という。）を技術的に補足し、実務上の留意点等を示すものである。

1 対象業務（対策の 1 関係）

対象業務には、印刷機のローラーやブランケット部分を手作業で洗浄し又は払拭する業務及び印刷機に取り付けられた洗浄装置を用いて洗浄する業務だけでなく、メッキの前処理工程としての金属表面の脱脂や、金属部品や機械を洗浄槽等で洗浄（脱脂を含む。）する業務も含まれること。

洗浄又は払拭に用いる液体の化学物質としては、脂肪族塩素化合物、脂肪族フッ素化合物及び脂肪族臭素化合物（以下「脂肪族ハロゲン化合物」という。）のほか、シクロヘキサン、トリメチルベンゼン、ミネラルスピリット等炭素数の少ない石油系炭化水素類が多く用いられており、有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号。以下「有機則」という。）に規定する有機溶剤及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年省令第 39 号。以下「特化則」という。）に規定するエチルベンゼン等に限定せずにはばく露防止対策を講ずる必要があること。本通達の対象物質としては、その含有量が、有機則に準じて全体の重量の 5 % を超える物としているが、特化則及びがん原性指針の対象物質については、それぞれの規定に基づき、重量の 1 % を超えて含む含有物は対象に含まれることに留意すること。常温で液体の溶剤を含まない水系の洗浄剤は対象としないが、エマルジョン系の洗浄剤については、当該溶剤の含有量により判断すること。

2 危険有害性情報に基づく化学物質管理（対策の 3 関係）

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 576 条及び第 577 条は、有害物を取り扱い、蒸気を発散する有害な作業場においては、事業者は、その原因を除去し、屋内作業場における蒸気の含有濃度が有害な程度とならないよう必要な措置を講ずることとしており、化学物質を取り扱う事業者は、有機則、特化則等の特別則による規制対象となっている物質以外の物質であっても、当該物質の危険性や有害性を把握した上で、適正な化学物質管理を行うことが求められること。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物等約 100 物質及びその含有物を表示対象物質とし、同法第 57 条の 2 は、640 物質及びその含有物を通知対象物質としているが、安衛則の改正により、平成 24 年 4 月から、譲渡し、又は提供する者は、通知対象物質以外の危険有害性情報を有する全ての化学物質及びその混合物についても、表示や通知をすることが努力義務とされている。

る。こうしたことを踏まえ、事業者は、洗浄剤等を購入する際に、含まれる化学物質に関する危険有害性情報を入手して確認し、労働者に周知する必要がある。その詳細は、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」（平成 24 年厚生労働省告示第 133 号）によること。

3 適切な換気の確保（対策の 3 の（2）関係）

全体換気装置は、作業場内の汚染された空気を排気口から外部に排出するとともに、新鮮な外気を導入して作業場内に発散した揮発性物質の蒸気を混合希釈することにより、作業場内の揮発性物質の蒸気の濃度を下げるものである。したがって、排気口からの汚染された空気は、室内に還流させることなく外部に直接排出する必要があること。また、全体換気を効果的に行うため、揮発性物質の消費量に応じて希釈に必要な換気量を確保するとともに、排気口を発散源からできるだけ近い位置にし、給気口があるものについては、吹き出す新鮮な外気が部屋全体に行き渡るよう配置するなどの工夫が必要であること。

「空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度とならない」ためには、作業場の濃度レベルが ACGIH 又は日本産業衛生学会が定める許容濃度を常に下回る状態にある必要があるが、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていない作業場では、1 日の化学物質の消費量、1 日の換気量等から算出した平均濃度が目安となること。また、ACGIH で TLV-STEL（短時間ばく露限度）や TLV-C（上限値）が定められている化学物質については、これらについても超えないようにする必要があること。

4 呼吸用保護具の使用（対策の 3 の（3）関係）

洗浄又は払拭の業務は、労働者に高濃度のばく露のおそれがあることから、有機則、特化則又はがん原性指針の対象物質かどうかに関わらず、有効な呼吸用保護具を使用すべきであること。有機ガス用防毒マスクについては、国家検定に合格したものを使用させるのはもちろんのこと、正しい装着と管理によりはじめて所定の効果が得られるものであるので、「防毒マスクの選択、使用等について」（平成 17 年 2 月 7 日付け基発第 0207007 号）に従うこと。なお、脂肪族ハロゲン化合物の中には、ジクロロメタンのように、試験ガスと比べて、破過時間（吸収缶が除毒能力を喪失するまでの時間）が極めて短いものがあるため、吸収缶の交換時期に留意するとともに、休憩中に有機ガス用防毒マスクを作業場に放置することがないように、保管にも留意すること。また、業界団体等においては、（公社）日本保安用品協会の保護具アドバイザーに指導を求めることも有効であること。

「労働者が高濃度の化学物質にばく露するおそれがない」とは、単に化学物質の使用量が少ないことを指すものではなく、高沸点の化学物質のみを使用する場合などに蒸気圧等からばく露濃度を見積もったり、あらかじめ気中の化学物質の濃度を測定したりした結果が、ACGIH 又は日本産業衛生学会が定める許容濃度等を常に下回り、かつ、労働者の呼吸域でのばく露がこれらを超えないと客観的に判断される場合があること。

5 保護手袋の使用（対策の3の（4）関係）

洗浄又は払拭の業務において、皮膚からの吸収を防止するために使用する不浸透性の保護手袋については、その組成と使用化学物質により浸透が始まる時間が大きく異なることに留意し、適切なものを選定すること。特に、市販のポリエチレン、ポリ塩化ビニル等の材質の手袋の中には、使用化学物質によって素材が溶出したり、短時間で浸透が始まり皮膚を保護することができないものがあることに留意すること。

6 作業方法等の改善（対策の3の（6）関係）

全体換気装置による換気が行われている作業場であっても、給気口から送られる新鮮な外気が作業場全体に行き渡らない等により、空気中の揮発性物質の蒸気の濃度は、必ずしも均一とはならない。このため、作業に従事する労働者が局所的に高い濃度の蒸気にさらされることにより当該労働者のばく露が大きくなることがあることに留意すること。また、洗浄作業を手作業で行う場合には、労働者の呼吸域が揮発性化学物質の発散場所からできるだけ離れた作業方法となるよう工夫すること。

7 危険有害性が不明の化学物質への対応（対策の4関係）

発散抑制措置は、化学物質の蒸気を発散源において吸引し、外気に排出する等の構造をもつものであること。気中に発散した化学物質を希釈しながら排出する全体換気装置は、発散抑制措置としては認められないこと。

(参考)

洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策のための質疑応答集

平成 25 年 3 月

最終改正 平成 25 年 9 月

厚生労働省化学物質対策課

この質疑応答集は、「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」(平成 25 年 3 月 14 日付け基発 0314 第 1 号、平成 25 年 8 月 27 日付け基発 0827 第 3 号により改正。以下「通達」という。)及び「洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の周知に当たって留意すべき事項について」(平成 25 年 3 月 14 日付け基安化発 0314 第 1 号、平成 25 年 8 月 27 日付け基安化発 0827 第 1 号により改正)に関し、都道府県労働局及び労働基準監督署の担当官が、外部からの問い合わせに対応するための資料として作成したものです。集団指導等において適宜活用して構いませんが、必要に応じて、追加、見直しなどを行う予定ですので、最新版を用いるようにしてください。

1. 対象業務について

問1 印刷業以外の製造業や製造業以外の業種も対象となりますか。また、洗浄作業を屋外において行う場合も対象になりますか。

(答) 屋内作業場において行う印刷機又は金属類の洗浄又は払拭の業務は、労働者が洗浄剤に含まれる溶剤成分に高濃度のばく露のおそれがあることから、特に、通達で対策を示したものです。このため、印刷業だけでなく、すべての業種が対象となります。また、通達の対策は、屋内作業場を対象としていますが、船舶の内部、車両の内部等通風が不十分な場所における業務についても、通達の趣旨を踏まえ、各項目に準じた対策を講ずるよう努めてください。

なお、通達は、有機則に規定する有機溶剤、特化則に規定するエチルベンゼン等に限定せず、溶剤を含む洗浄剤を幅広く対象としています。

2. SDS について

問2 資材納入業者が SDS を交付してくれません。

(答) 通達の別添には、雇入れ時の教育、適切な換気の確保など、安衛則に基づき事業者が講ずべき措置が含まれていますが、事業場で使用する化学物質の種類や危険有害性がわからないと、事業者は、化学物質による健康障害を防止するために必要な措置を講ずることができません。また、製造者、商品名が同一の洗浄剤であっても、製造時期により含有割合が変更されることがあるため、商品名は必ずしも使用化学物質を特定できません。労働安全衛生法及び労働安全衛生規則においては、化学物質を譲渡又は提供しようとする者は、SDS を交付するなど相手方に危険有害性情報を通知す

ることとされています。まれに、国際的に危険有害性の分類がなされていないために SDS を交付することができない化学物質もありますが、使用実績がないために発がん性など危険有害性情報が判明していないこともあるので、よく調べずに洗浄又は払拭の業務に用いるべきではありません。

問3 洗浄剤を購入した際に入手した SDS(安全データシート)を確認したところ、成分の含有量として、アセトン1～5%、n-ヘキサン3%と記されている。このため、第2種有機溶剤の含有率は4～8%と幅を持ち、有機則の適用の有無が明確でないが、どのようにしたらよいか。適用法令の欄には、有機則の適用の有無は明記されていない。

(答) SDS は、譲渡又は提供する者が交付するものであり、法令やルールに則った範囲で、一定の幅が認められているので、資材納入業者等から受け取った SDS に不明の点がある場合は、まずは当該業者に問い合わせて確認ください。ただし、問のように関係法令の適用が不明であるなど不適切と思われる SDS を受け取った場合は、最寄りの労働基準監督署等にお知らせください。法令の規定に抵触するかどうかを確認して、必要な指導を行います。

たとえば、問の SDS に関しては、以下のとおりです。

- ・成分の含有量については、10%未満の幅をもたせた通知は可(安衛則第34条の2の6)
- ・一方、安衛則第34条の2の4第4号に規定する「適用される法令」を明記の必要あり。したがって、このような場合には、成分の含有量の幅を小さくすること、「適用される法令」欄に有機則の適用の有無(適用されない場合も)を明記すること等により、SDS 上で有機則の適用の有無を明確にするよう、SDS 作成事業者を指導することとなります。

3. 適切な換気の確保について

問4 全体換気装置は、どのようなものか。どの程度の効果があるか。

(答) 洗浄又は払拭の業務を行う屋内作業場で、局所排気装置やプッシュプル型換気装置を設けて発散抑制措置を講ずることができない場合は、法令に定めのある場合を除き、全体換気装置を稼働させることにより、作業場内の揮発性物質の平均的な濃度を下げることができます。全体換気装置は、外気を導入して外気に直接排出する空調システムだけでなく、外気に面した壁に取り付けられた換気扇なども該当します。直径 30cm の軸流型換気扇では、1 分間当たり 13m^3 (1 時間当たり 780m^3) 程度の能力があるとされています(昭和 53 年 12 月 25 日付基発第 707 号)が、新鮮な外気を取り入れる開口部が確保されている必要があります。

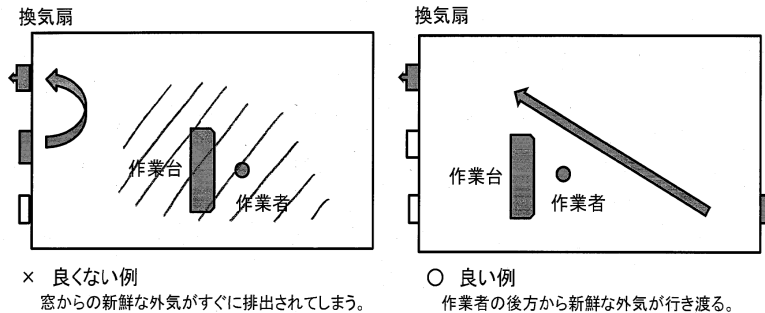
問4-2 全体換気装置を設けるときは、どのようなことに気をつけるべきか。

(答) 全体換気装置は、局所排気装置などと比べて設置に要する費用が比較的少なくて済むとされています。設置の仕方や使い方によりその効果が変わることがあるので、設置や配置変更の際には、できれば労働衛生工学の専門家*に相談することをおすすめします。

*労働衛生工学の専門家には、労働災害防止団体法第 12 条の規定に基づき中央労働災害防止協会などに置かれる衛生管理士や、労働安全衛生法第 81 条に基づき事業場の衛生診断、指導を業として行う労働衛生コンサルタントなどがあります。

一般的な留意点として、軸流型換気扇を設置する際には、新鮮な外気を導入するための開口部が確保されているかを確認するようにしてください。出入口や窓が大きく開放されている場合や、構造物の隙間が大きく、排風量と同じだけの新鮮な外気を導入できれば問題ありませんが、気密性の高い作業室の場合は、全体換気装置を稼働させても、外気が入らないために所要の換気量を確保できないことがあります。

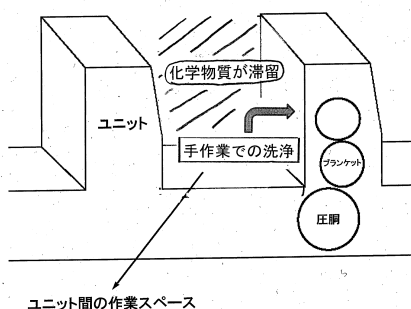
全体換気装置の配置例



また、全体換気装置を用いるときは、労働者のばく露低減の効果は、揮発性物質の消費量、換気的能力に加え、排風機の位置等による作業場内の気流と労働者の口元の位置によって変わること留意しましょう。作業場全体が緩やかな気流で換気され、作業者が風上になるような配置を基本とします。発散源から排気口に向かう気流の途中で作業者や他の労働者の口元が入るような位置関係では、ばく露が大きくなってしまいます。また、排風機の配置が悪く作業場内全体が換気されないと、気流が滞留することにより作業者や他の労働者のばく露が大きくなるおそれがあります。

このほか、狭い空間に入り込んで洗浄又は払拭の業務を行う場合は、蒸発した化学物質が狭い空間に滞留して労働者に高濃度ばく露を生ずるおそれがあるので、適切な換気に努めるのはもちろんのこと、換気設備に加えて、呼吸用保護具を併用するとともに、作業時間にも留意するなどによりばく露を低減するようにしてください。

オフセット輪転印刷機のユニット間での洗浄又は払拭の業務



問5 「空気中の化学物質の含有濃度が有害な程度とならない」ことの確認は、具体的にはどのようにして行うのか。

(答) 局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けている場合は、少なくともスモークテスター等で発散源からの空気が正しく吸い込まれ、発散抑制措置が適正に機能していることを確認します。これらを設けていない作業場では、1日の換気量を、例えば1時間当たり780m³の能力の全体換気装置を3台稼働させている場合は、1日8時間で780 m³×3 台×8時間=18,720 m³と算定し、1日の化学物質の消費量を割ることで、便宜的な平均濃度が得られるので、これを許容濃度と比較します。

こうした簡便な手法は、本来の労働衛生工学での換気量計算とは異なり、また、作業や換気の状態による時間的変動や、揮発性物質の挙動を正確に表していないため、労働者の口元での正確なばく露量はわかりませんが、気中濃度の測定を行うことなく、換気や化学物質の消費量のみから濃度レベルを見積もることができるため、作業場内で作業を続けることによる長時間の高濃度ばく露を見過ごさずに対応することにつながります。ただし、ACGIH の短時間ばく露限度や上限値については、この平均値では比較できません。

4. 呼吸用保護具の使用について

問6 化学物質の使用量が少なくても防毒マスクが必要となるのか。

(答) 洗浄又は払拭の業務においては、脂肪族ハロゲン化合物を含む洗浄剤をスプレー缶で吹き付ける場合など、化学物質の使用量が少なく作業場内の揮発性物質の平均的な濃度が低いと考えられる場合においても、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けない場合は、発散源近くで局所的に高濃度となることがあるため、作業に従事する労働者や近傍にいる他の労働者に高濃度のばく露のばく露のおそれがあると考え、洗浄又は払拭の業務を行っている間、有機ガス用防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を使用してこれら労働者のばく露を減らしてください。

問7 自社の作業場は、防毒マスクが必要なほど劣悪な作業環境ではないと思う。

(答) 防毒マスクは、正しく使用すれば労働者の化学物質のばく露を低減することができるので、法令の規定により使用を義務付けられる場合に限らず積極的に使用してください。有機ガス用防毒マスク(国家検定合格品)は、大がかりなものばかりでなく、低濃度用のものは、吸収缶を付けた状態でも百数十グラム程度と軽量のものがあります。

なお、防毒マスクは、正しい着用法でも数%から10%のすき間からの洩れを見込む必要がありますが、顔面との間にあごひげなどですき間ができると、洩れが大きくなります。同様の理由で、顔面との間にタオルを挟んではいけません。

問8 トリメチルベンゼンのような芳香族炭化水素を使う場合でも防毒マスクを使う必要があるか。

(答) 石油系炭化水素類は、沸点や許容濃度がさまざまなので、個別に検討する必要があります。洗浄又は払拭の業務を行っている間は、高沸点の炭化水素など、蒸気圧が

十分低いとわかっているものを除き、有機ガス用防毒マスク等の有効な呼吸用保護具を使用してください。トリメチルベンゼンは、長期間のばく露により皮膚、呼吸器、血液、中枢神経系の障害のおそれがある、沸点が中程度(170℃程度)の芳香族炭化水素です。局所排気装置等を設けない場合は、有機ガス用防毒マスクを正しくや保護手袋を正しく使うようにしましょう。工業用溶剤として用いられるものには、有害な不純物を含むものがありますから、不純物を含めて SDS 等により成分を確認する必要があります。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/0868.html>

また、印刷機のローラーが熱をもっている場合や、洗浄槽を加熱する場合その他物理的な条件により、作業環境中の濃度が高くなることもあることに注意しましょう。

5. 代替物の使用について

問9 洗浄剤を納入する業者から、有機則等の対応が不要な未規制物質への切替が進められている。これにより、有機則にかかる規制は不要となるので、換気装置をはずしてもよいか。

(答) 印刷機の洗浄・払拭の業務においては、ばく露をできるだけ少なくすることが重要ですが、有害要因を除去するため、より有害性が低いことがわかっている代替物への切替も可能です。

ただし、代替が効果をもつためには「有害性が低い」ことが前提です。代替に先立ち、

- ① 有機則、特化則、がん原性指針、変異原性指針等の規制情報の確認
- ② SDS など入手可能な有害性情報による確認
- ③ 取扱い方法を勘案したばく露状況の把握
- ④ 国や研究機関などが発信する最新の知見の把握

などを行ってください。

①のみに依存して代替化を進めると、使用実績が少なく有害性情報が十分収集されていない(安全性が確認されていない)化学物質を選定してしまうことがあります。

また、安易に未規制物質への切替を進めて労働者の揮発性化学物質へのばく露が増大することがあってはなりません。洗浄剤を納入する業者など SDS 作成事業者は、洗浄剤の利便性や特色を説明する際には、個別法令等での規制の有無だけでなく、危険有害性情報などについても幅広く情報提供するようにしてください。

なお、最新の情報として、例えば次のようなものがあります。

- ①: 平成 25 年 8 月 13 日の政省令改正により、1,2-ジクロロプロパンが特化物に
- ④: 平成 24 年 11 月 IARC がトリクロロエチレンの発がん分類を 2A から 1 に、1,1,2,2-テトラクロロエタンを 3 から 2B に変更

平成 25 年 5 月、日本産業衛生学会が、1,2-ジクロロプロパンの発がん分類を 2A、オフセット印刷工程を 1 とするよう提案(意見を募集し、最短で 1 年後に勧告)

平成 25 年 7 月、1-ブロモプロパンの洗浄業務により健康障害を生じたとの米国の緊急警告

https://www.osha.gov/pls/oshaweb/owadisp.show_document?p_table=NEWS_RELEASES&p_id=24456

注)IARC(国際がん研究機関)の発がん分類

- 1 ヒトに対する発がん性あり
- 2A ヒトに対する発がん性の可能性が高い
- 2B ヒトに対する発がん性の可能性あり
- 3 ヒトに対する発がん性を分類できない
- 4 ヒトに対する発がん性はおそらくない

問 10 有機塩素系洗浄剤の代わりに、代替フロンや臭素系洗浄剤を使うことにした。労働安全衛生法の規制がないということだが、大丈夫か。

(答) 洗浄剤を代替するときは、問9の考え方をよく理解して進めるようにしてください。洗浄剤として、脂肪族塩素化合物とよく似た性質を持つものに、脂肪族フッ素化合物や脂肪族臭素化合物があり、これらの組合せも含め、まとめて脂肪族ハロゲン化合物と呼ばれます。例えば、一部のフッ素塩素系洗浄剤や 1-ブロモプロパンなどについても、労働安全衛生規則第 24 条の 15 の規定に基づき、文書交付の対象となりますし、これら化学物質による職業性疾病を予防するのは、事業者の責務です。洗浄剤を購入して労働者に使用させるに当たっては、雇入れ時の教育にこれら化学物質の危険有害性や取扱い方法などの事項を含めなければなりませんから、必ず SDS を入手するようにしてください。

洗浄能力に着目して洗浄剤の代替を行う場合であっても、洗浄・払拭の業務では、ばく露が特に大きくなる可能性があることも考慮に入れて、有害性やばく露の程度を勘案した物質の選定をするようにしてください。

洗淨又は拭きの業務における化学物質のばく露防止対策の概要

(H25.3.14労働基準局長名通達/H25.8.27改正)

金属類の脱脂・洗淨は、物づくりのさまざまな工程で行われていますが、揮発性の化学物質が鼻や口、皮膚から入り込みやすいので、洗淨に使う化学物質の選び方や、作業の方法には特に注意を払わなければなりません。

事業者は、どの化学物質を使うのか、それが身体にどういう影響があるのか、あらかじめ労働者に伝えていますか。

洗淨・拭き取りの業務でのばく露防止

高濃度ばく露のおそれが高いため、有機則や特化則で個別規制がなくても次の対策を講ずる。
脱脂洗淨・拭き取りでよく使われるのは、クロロ系、フルオロ系、ブロモ系溶剤や石油系溶剤

① SDSの入手と共有

- ・洗淨剤の購入時に資材納入業者などから、化学物質の安全データシート(SDS)を入手
 - ・SDSを作業場内に掲示して労働者に周知する。
- ※ 平成24年4月から、すべての危険有害化学物質等について、譲渡提供者はSDSを交付の必要あり。
SDSは、化学物質ごとに、国内外の最新の危険有害性情報をもとに譲渡提供者が作成するが、厚生労働省WEBには、2000物質以上についてモデルSDSを作成・公表している。
- ※ SDSがない物質は、使用実績がほとんどないこともあるので、有害性が高いと見なすこと。

② 換気の確保

換気装置を設け、作業場の気中有害物質の濃度を有害な程度以下にする。
※許容濃度などの指標は、SDSに記載されている。

③ 保護具の使用

洗淨・拭き取りの業務では、作業従事者や近傍の労働者のばく露を低減するため、有機ガス用防毒マスクや保護手袋を使用させる。

④ 作業方法の改善

作業位置、姿勢、作業方法、作業時間を見直してできるだけばく露を減らす。
ウエスも第2の発散源とならないよう適切に処理

⑤ 使用物質の代替

SDSで許容濃度や沸点(蒸気圧)などの有害性を比較し、有害性が低いことを確認してから代替する。引火性などの危険性や作業時間への影響にも留意



通達の全文は、厚生労働省WEBで御覧になれます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/new/tsuchi/new.html>

内容についてのお問合せは、都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課で承ります。

都道府県労働局労働基準部健康課/健康安全課

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4113
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3007
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8839
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(862)6683
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8223
福島	960-8021	福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎	024(536)4603
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6215
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9117
群馬	371-8567	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル	027(210)5004
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6206
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4312
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1616
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7353
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3505
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2731
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4424
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2657
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2855
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026(223)0554
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8103
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6314
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052(972)0256
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059(226)2107
滋賀	520-0057	大津市御幸町6-6	077(522)6650
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3216
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6500
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9153
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742(32)0205
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1151
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857(29)1704
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1157
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2013
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082(221)9243
山口	753-8510	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0373
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9164
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(811)8920
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5204
高知	780-8548	高知市南金田1-39	088(885)6023
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4798
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7176
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル	095(801)0032
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096(355)3186
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3213
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8835
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎	099(223)8279
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098(868)4402